

# 屋台との共生のあり方研究会資料 (第3回)

日時：平成23年11月18日（金）9：00～

場所：西日本新聞会館国際Bホール

# 説明内容

## I アンケートの結果について

- ・ 屋台営業者向けアンケート

## II これまでの取組みの検証

- ① 屋台の再配置
- ② 屋台の環境整備
- ③ 屋台の負担
- ④ 屋台モニター・優良屋台指定事業

## III 次回研究会について

# I アンケート結果について

# 屋台営業者向けアンケートについて

## 【調査期間】

平成23年10月12日(水)～10月20日(木)

## 【調査対象】

全屋台営業者(道路・公園、食品等の許可を受けている者)

## 【調査方法】

- ・ 3組合長にご協力いただき、各屋台に対する配布・回収
- ・ 東京大学大学院新領域創成科学研究科出口教授及び九州大学にご協力いただき、集計・整理

## 【対象総数】

155軒(休業中の屋台を含む)

## 【有効回収数】

107軒

# 1 屋台営業者に関する情報

## 年齢(N=108)



■ ~29歳 ■ ~39歳 ■ ~49歳 ■ ~59歳 ■ ~69歳 ■ 70歳以上

約3/4が50歳以上

## 創業年数(N=83)

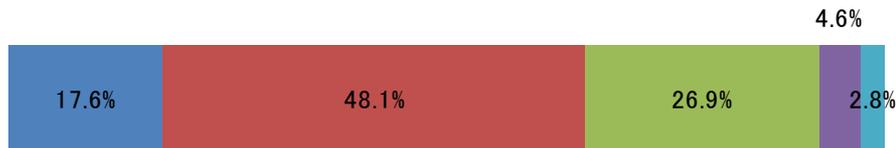


■ 11~20年 ■ 21~30年 ■ 31~40年 ■ 41~50年 ■ 51年以上 ■ 不明

※「不明」(1件)は、回答の趣旨が不明であったもの

半数以上が創業年数30年以上

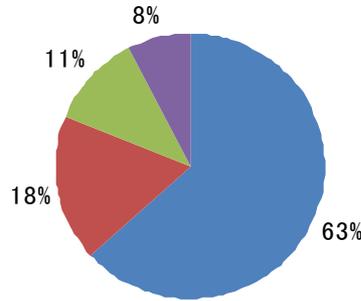
## 営業主を除いた従業員数(N=108)



■ 0人 ■ 1人 ■ 2人 ■ 3人 ■ 4人

営業主を除いた平均店員数は1.3人

## 営業主の滞在時間(N=106)



37%の屋台は営業主(許可を受けた者)が常に屋台にいるわけではない

○ 同一場所について、許可申請者が変更される場合には、戸籍謄本や続柄記載の住民票、病気による場合には診断書を求めており、許可に関し他人への承継等(「原則一代限り」でない状況)はないものと考えられる。

○ ただ、この結果やアンケートの回答から、許可を受けた者以外の者が実質的に営業している場合がある。

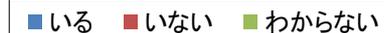
○ これについて、現在の許可更新手続き等の中では、行政として把握が困難という現状がある。

## あと何年営業する予定か?(N=70)



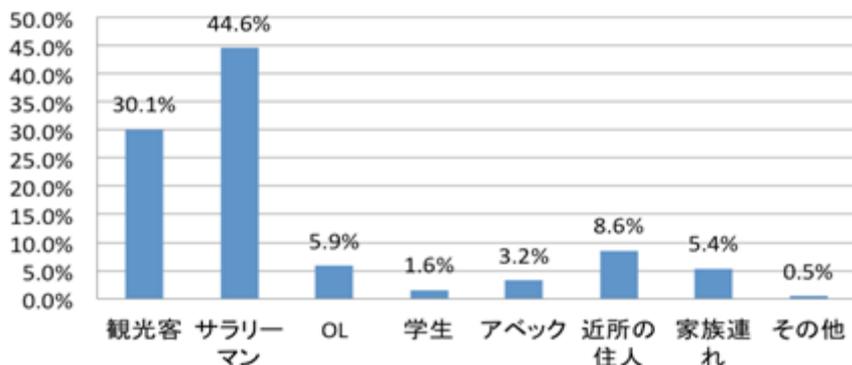
6割以上が10年以内に営業をやめる予定  
後継者がいるのは全体の半分

## 後継者の有無(N=92)



## 2 利用者に関する情報

主な客層(複数回答可、N=186)

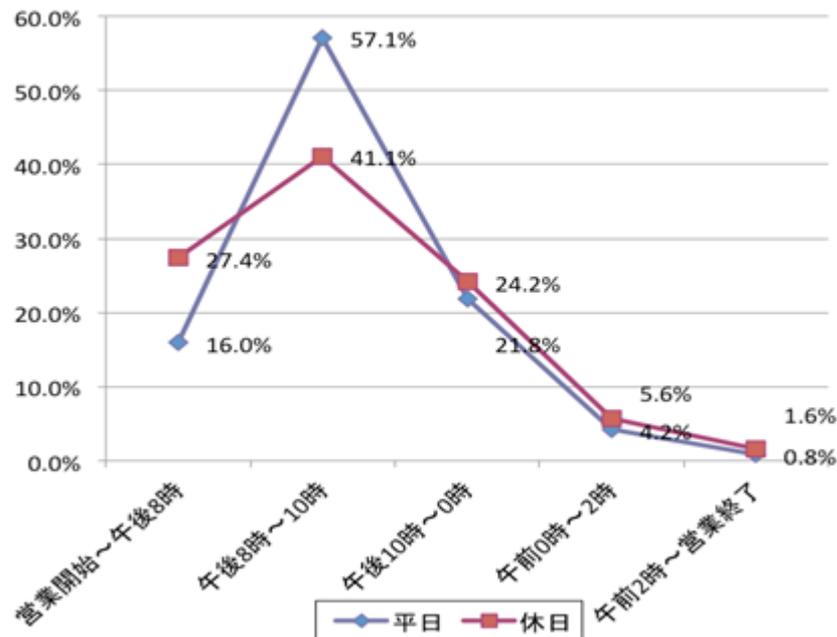


来店する観光客数の変化に関する所感 (N=97)

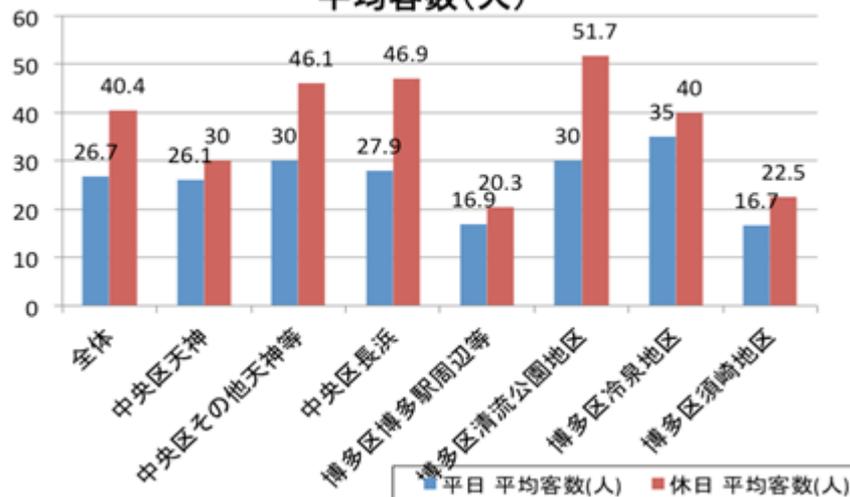


- ・観光客とサラリーマンが客の約75%
- ・平均客数は平日26.7人、休日40.4人
- ・ピーク時間は午後8時～10時で休日の方が早い傾向

来客数のピーク時間(平日N=119、休日N=124)



平均客数(人)



## Ⅱ これまでの取組みの検証

別添資料

「屋台問題研究会報告書で示された施策の実施状況」

# ① 屋台の再配置について

# 1. 現状と課題の整理

## (1) 現状

屋台の改善や営業者の取組みでは設置基準を満たせない屋台について、市として再配置を行ってきた(36軒)が、まだ30軒の屋台の再配置が完了できていない。

## (2) 現状分析と課題認識

### ① 住民の理解を得られる再配置先の場所の確保が必要。

(考え方)

- ・ 公共空間への再配置には、ルールに適合することを前提に、周辺住民等の理解を得られるような場所である必要。

### ② 屋台営業者の理解や屋台の賑わいを生かす場所という観点も重要。

(考え方)

- ・ 営業場所は重要な要素であり、現在の場所の近くであることや、賑わい創出や観光など屋台の効用を生かせる場所であることが、再配置先の検討にあたって重要。

## (3) 課題に対する論点

- 屋台営業の適正化への取組みを前提に、周辺地域や営業者の理解を得られ、また、効用を生かせる再配置先の基準や場所の整理を、幅広い観点から改めて行う必要。

## 2. これまでの再配置の基本的な考え方

道路の通行阻害等の問題を有する屋台の存在

基本的な考え方

道路機能の確保

効用を生かす場所に配置

協働の取組み

屋台の設置基準の設定

- ・屋台設置後の有効幅員2m以上
  - ・視覚障害者用ブロックから0.6m以上確保
- 等

移転に必要な  
屋台の抽出  
(66軒)

再配置候補地の抽出

- ・基準を満たしている場所
  - ・賑わいなどの効用を生かせる場所
  - ・人通りの多い道路に面した場所
- 等

再配置の実施

# 現在の屋台の設置基準(再配置計画)

- 「再配置計画」においては、道路上の屋台の設置基準として以下のような内容を規定。
  - 屋台の改善等では基準を満たせない場合、屋台の移転(再配置)が必要となる。
- ※ 再配置計画は屋台指導要綱に基づき作成

## 1. 設置可能路線について

- ①屋台の営業は、原則として住居系用途地域以外とする。但し、背後地が住居施設である場合は、設置を禁止する。
- ②原則として歩道幅員5m以上の幹線道路の歩道上に限る。

## 2. 設置場所について

- ①車道上における屋台の設置は禁止する。
- ②屋台を営業している状況で、原則として歩道上に連続して残余幅員2.0m以上が確保されていること。ただし、容積率500%以上の商業地域を除く地域において、歩行者交通量から判断して差し支えない場所では、残余幅員を1.5m以上とする。
- ③視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道上では、ブロック端から0.6m以上離れ、ブロックの連続性が確保されていること。

- 
- 再配置計画策定当時の設置基準を満たすために移転が必要とされたのが66軒(休業中のものを含む)  
⇒再配置完了済23軒、廃業13軒であり、**現在再配置が必要な屋台は30軒**

# 3. 再配置対象屋台について

長浜地区



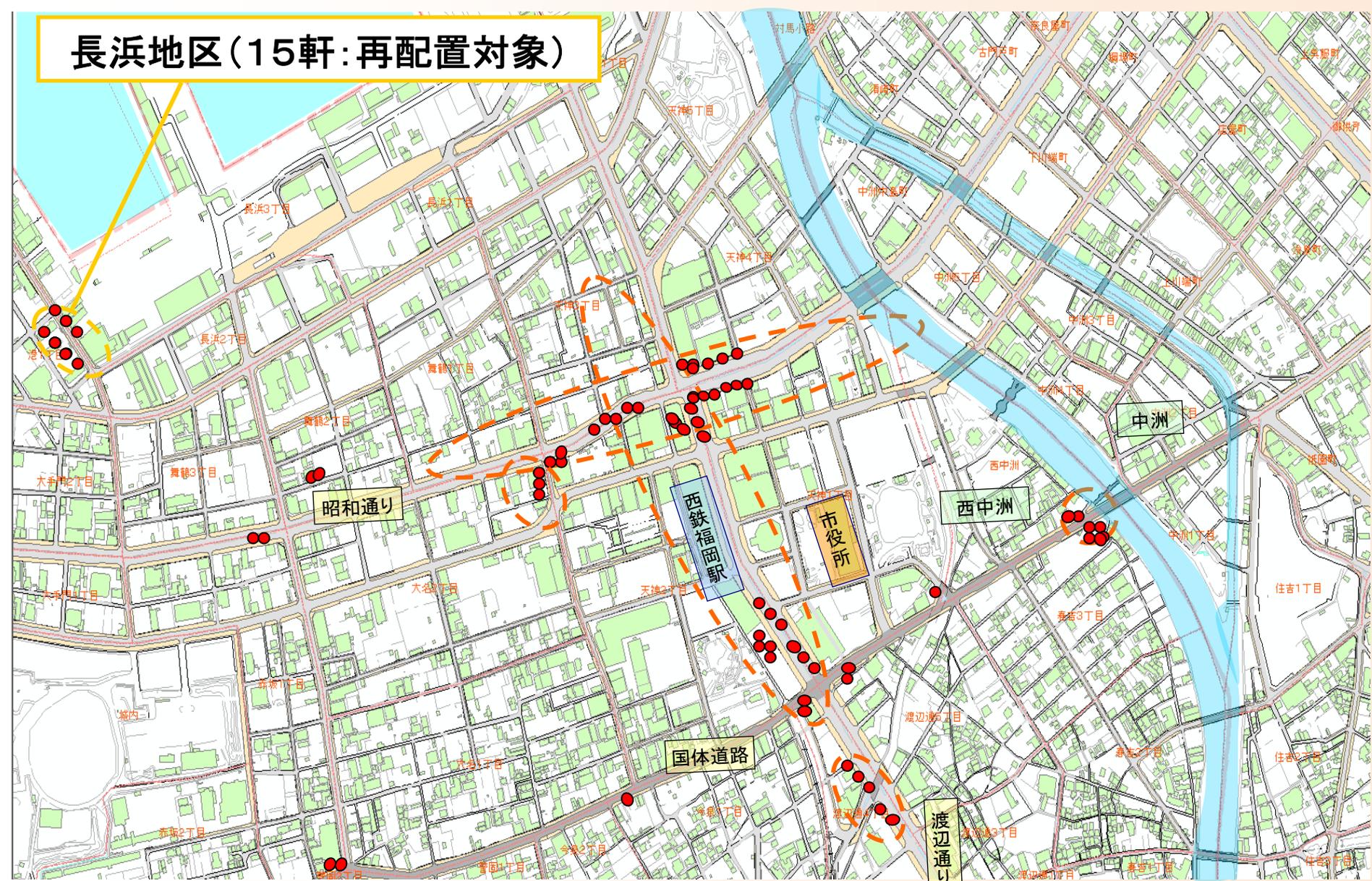
須崎地区



冷泉地区



# 長浜地区(15軒:再配置対象)

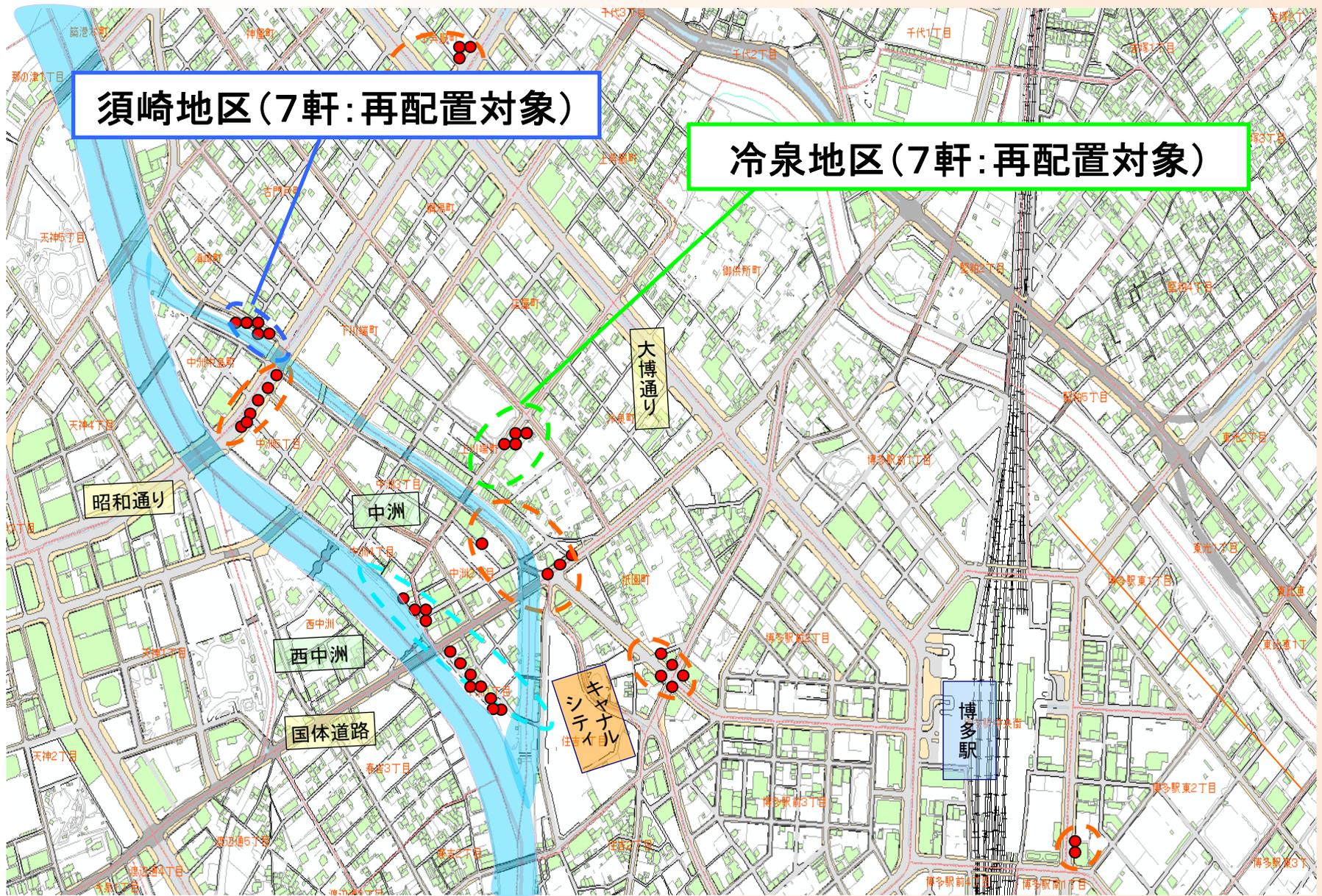


## 【現在の考え方】

- ・近隣の供用開始予定の歩道への再配置を検討しており、今後近隣・市場含め調整。
- ・再配置の前提として、屋台規格の遵守、上下水道の整備等多くの課題がある。

## 須崎地区(7軒:再配置対象)

## 冷泉地区(7軒:再配置対象)



### 【現在の考え方】

- ・冷泉地区は、公園整備に併せて再配置する計画もあったが、現在は未定。
- ・須崎地区は、河川敷の改修により再配置する計画もあったが、現在は未定。

# 4. 再配置先のイメージ例

【前提】・ 通行障害がないことなど屋台の設置基準を満たす場所であること。

・ 設置する屋台がルールを遵守すること。

①現に屋台が存在する場所やその連続する空間であること。

②屋台の賑わいなどを生かすことができる地区や施設周辺であること。

①現在屋台が存在する場所やその近接する地域であること。

## 例：長浜屋台付近

・現在、長浜屋台と近接した場所に、今後供用開始予定の一定の幅員を有する歩道があり、その歩道への再配置を検討

(論点)

・周辺住民や市場等の理解が必要

## 例：冷泉・須崎屋台付近

・歩道幅員が十分に確保されている道路、また、河川敷、公園などの公共施設用地や民有地など、現在屋台が設置されている場所やその隣接地域

(論点)

・周辺住民、ビル等の理解が必要

・交通障害とならないことや施設利用にあたっての配慮が必要

②屋台の賑わいなどを生かすことができる地区や施設周辺であること。

例：賑わいが必要な施設に近接した地域

- ・屋台の賑わいを生かし、賑わいを創出する観点
- ・付近に住居等がない場合には理解を得やすい

(論点)

- ・現在の営業場所と遠い場合には屋台の理解を得る必要
- ・環境整備などが必要

例：現に屋台がある地域や屋台の賑わいを生かすことができる地域

- ・屋台の賑わいを生かし、賑わいを創出する観点
- ・歩道幅員が十分に確保される道路、また、河川敷、公園などの公共施設用地や民有地など、屋台が設置されている場所の隣接地域や現在屋台がなく屋台の賑わいを生かせるような場所

(論点)

- ・周辺住民、ビル等の理解が必要
- ・交通阻害とならないことや施設利用にあたっての配慮が必要

## ② 屋台の環境整備について

# 1. 現状と課題の整理

## (1) 現状

上下水道やトイレが整備されている割合は高くない。

## (2) 現状分析と課題認識

① 上下水道やトイレの整備は営業者の応分の負担により行われるべきとの基本的な考え方の下、努力義務が課せられている。

(考え方)

- ・ 上下水道やトイレの整備によって主に利益を得るのは屋台営業者であり、基本的には、営業者の応分の負担で整備が行われるべきもの。
- ・ 上下水道やトイレの整備がされていないことに対する強制力はない。

② 衛生面に課題がある。

(考え方)

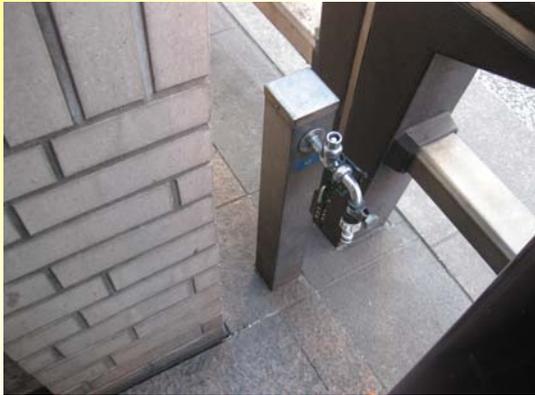
- ・ 排水処理を適切に行っていない場合やトイレや悪臭に対する苦情が見られ、また、市民アンケートによると、衛生面に対して課題意識を持っているとの回答が多い。

## (3) 課題に対する論点

- 環境整備やその管理を行うことに対する義務を強める必要があるか。
- 市として費用の負担も含めた取組みを行う必要があるか。

## 2. 上下水道・トイレの整備イメージ

上水道(給水設備)



**整備費: 数十万円程度**

※舗装・配管延長等により整備費は異なる

下水道(排水設備)



**整備費: 数十万円程度**

※舗装・配管延長等により整備費は異なる

トイレ(公衆)



**整備費: 約1000万円**

**~3000万円程度**

※規模により整備費は異なる

# 3. 環境整備の考え方・現状

## ○ 上下水道の整備（現在の考え方）

屋台周辺での良好な地域環境を確保するため、屋台が集積している地区や道路外において屋台営業者の応分の負担により上下水道の整備に努める。



上水道の整備状況（契約件数：15件） ●

- ・ 天神、長浜
- ・ 中洲 等 ※箱崎に1件あり（図面上の記載なし）

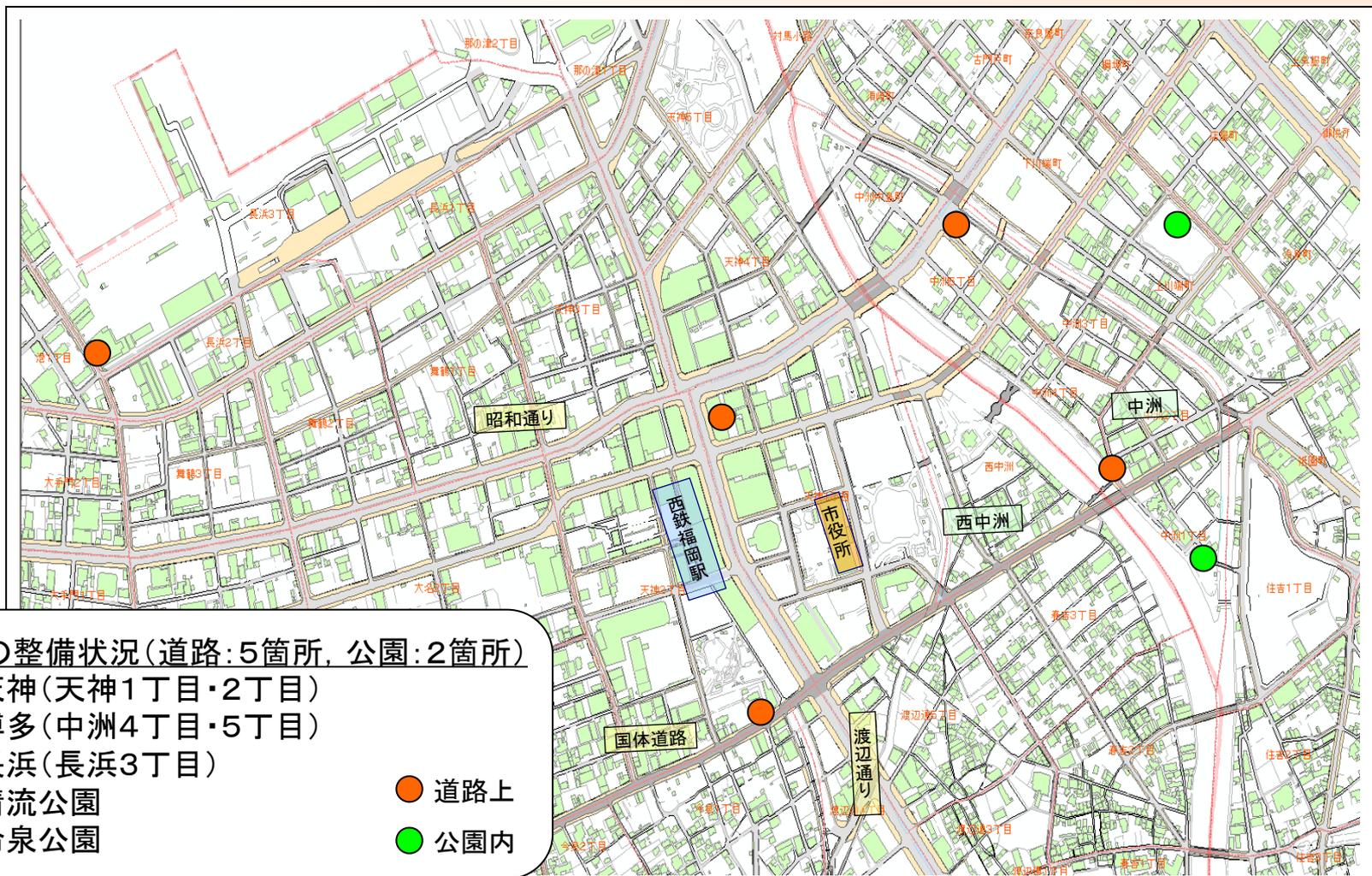
下水道の整備状況（整備箇所：10箇所） ●

- ・ 天神（渡辺通）
- ・ 博多（第2チャンネル前、中洲）

※いずれも1つの設備を複数屋台で利用

## ○ トイレの整備(現在の考え方)

関係者間で費用負担や管理等を含めた整備手法を確立した上で、屋台が集積している地区におけるトイレの整備に努める。



### トイレの整備状況(道路:5箇所, 公園:2箇所)

- ・ 天神(天神1丁目・2丁目)
- ・ 博多(中洲4丁目・5丁目)
- ・ 長浜(長浜3丁目)
- ・ 清流公園
- ・ 冷泉公園

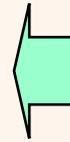
● 道路上

● 公園内

### 水について(N=95)



- 道路内の水道管(配水管)より直接引く
- 近隣施設より水道で直接引く
- 近隣施設の水道から汲む(タンクなど)
- タンクなどで持参する
- その他



流水を使っているのは、約半数

※電気、水道、ガスの使用料は営業者が負担

### 下水について(N=85)



- 下水道管とつなぎ、廃棄物をろ過し、油脂分を分離してから下水に流す
- 下水道管とつなぎ、廃棄物をろ過し下水に流す
- 道路上のマス等に廃棄物をろ過して直接流す
- 道路上のマス等に直接流す
- 業者に引き取ってもらう
- 全て持ち帰る
- その他

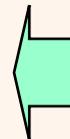


約半数の営業者が排水を適切に処理していない

### トイレについて(N=88)



- 近隣の公衆トイレ(公園含む)を案内
- 近隣の営業店舗等(コンビニ・ホテル等)の許可を得て案内
- 近隣の営業店舗等(コンビニ・ホテル等)の許可は得てないが案内
- 周辺にトイレがないことを説明
- その他



トイレは9割程度が公衆トイレや許可を得た上で近隣の店舗を紹介

※ 設備の整備は、工事に伴う移転の際に、工事業者等の負担で行われている場合がある。

### ③ 屋台の負担について

# 1. 現状と課題の検証

## (1) 現状

道路や公園の占用料等の考え方に基づき、一定額を徴収している。

## (2) 現状分析と課題認識

○ 屋台は、付近の飲食店と比較して負担が低いという意見がある。

(考え方)

- ・ 屋台は、賃料や固定資産税を支払う固定飲食店と比較して、負担が低いのではないか、という意見がある。
- ・ 負担額は、場所の区分(市道、国道、公園)によって異なる。

## (3) 課題に対する論点

○ 屋台営業者に対して更なる負担を求めるべきか。

○ その場合、どのような考え方で、どのようなことを考慮して負担額を決定すべきか。

※ 国道の占用料は国(内閣)が政令で定めているため、国道の屋台の負担額を変更するには、道路占用料以外の徴収が必要。

## 2. 占用料等の額

- 屋台営業を道路や公園で行うにあたって、法令等に基づき、以下の負担が必要。  
※ 所得税等の税金や光熱水費などは、営業者・使用者として通常通り支払う必要がある。
- その他屋台営業者は屋台の移動(いわゆる引き屋)や屋台の駐車などの費用。  
(屋台営業者アンケート(N=81)によると平均6.4万円程度の維持費が必要)

道路で営業する場合:道路占用料+道路使用料  
公園で営業する場合:公園使用料

区分		月額	根拠
道路	占用料	市道 $700\text{円}/\text{m}^2 \times 8\text{m}^2$ =5,600円	福岡市道路占用料徴収条例
		国道 $1,540\text{円}/\text{m}^2 \times 8\text{m}^2$ =12,320円	道路法施行令
	使用料	1,200円	福岡県警察関係手数料条例
公園		$600\text{円}/\text{日} \times 20\text{日}$ =12,000円	福岡市公園条例

※着色部分が市で額を定めているもの。

※許可更新の期間はそれぞれ異なるが、比較のために月額で計算。

# 3. 占用料の考え方

- 屋台の占用料(市道)は、場所によって異なる額とはせず、商業地区の平均地価から算定
- 国と同様の考え方に基づき、使用料率(土地の賃貸借を想定)を考慮

①道路価格(円/m <sup>2</sup> )	×	②占用面積(m <sup>2</sup> )	×	③使用料率(%)	×	④修正率	×	⑤月割	≐	道路占用料(円)
222,224		8		3.14		1		1/10		5,600

- 【①道路価格】平成18年度固定資産評価額(商業地平均)      【②占用面積】3.0×2.5≐8
- 【③使用料率】土地の賃貸借を想定し、不動産鑑定士の査定に基づき算定(国と同様の考え方)  
※ 公租公課相当額は含んでおらず、含んだ場合は4.07
- 【④修正率】 上空の場合は2/3、地下の場合は1/3      【⑤月割】      国と同様の考え方

## (参考1) オフィスビルの平均募集賃料に基づく試算

区分	平均募集賃料(円/坪)※	試算額(円)
福岡市	8,930	21,600
天神(市内の調査対象で最も賃料が高い地域)	9,780	23,700
博多駅東(市内の調査対象で最も賃料が安い地域)	8,000	19,400

- 福岡市における平均募集賃料に  
占用面積を乗じて試算
- 平均募集賃料は、土地だけでなく、  
建物も含めた賃料であることに留意  
が必要

※「MarketView Japan Office 全国空室率・平均募集賃料(旧基準:全物件対象)」© 2011, CB Richard Ellis, Inc. より  
※平成23年7~9月の期間集計、対象地域の原則すべてのオフィスビルを対象、共益費は含まない

## (参考2) 商業地区における区分ごとの道路価格による試算

区分	平均道路価格(円/m <sup>2</sup> )	試算額(円)
繁華街(清流公園の一部地域)	365,260	9,200
高度商業地区Ⅰ(大丸前(渡辺通り)等)	1,620,184	40,700
高度商業地区Ⅱ(日銀前(昭和通り)等)	756,065	19,000
普通商業地区(須崎・冷泉地区等)	170,373	4,300
商業地区計(現在の考え方)	222,224	5,600

- 商業地区にいくつか区分があり、  
道路価格が異なるため、それぞれ  
道路価格に基づき試算したもの
- このような考え方にあたっては、  
国道と市道の差異等について整  
理が必要

# ④ 屋台モニター・優良屋台店制度 について

# 1. 現状と課題の検証

## (1) 現状

屋台モニター制度は一定期間行われたものの現在は行われておらず、優良屋台指定事業は実施に向けた調整を行ったものの実施には至らなかった。

## (2) 現状分析と課題認識

○ 継続的に市民が屋台を評価・監視するような屋台モニター制度や、ルールを遵守している屋台などを指定する優良屋台指定事業が必要。

(考え方)

- ・ 屋台モニター制度は一定期間しか行われなかったが、行政だけではなく、継続的に市民が屋台を評価・監視するような制度がルール遵守にあたって必要。
- ・ 優良屋台指定事業は実施主体の調整がつかず行われなかったが、ルールを遵守している屋台などを指定する事業は、安心して屋台を利用するためにも必要。

## (3) 課題に対する論点

○ これらの事業を行うにあたって留意すべきことは何か。

# 2. それぞれの制度の概要

## (1) 屋台モニター制度の概要 (福岡市屋台モニター実施要領より)

### 1 目的

屋台営業に関する諸問題について、市民の意見や屋台営業の実態を把握し屋台の健全な育成を図るため「福岡市屋台モニター」を設置する。

### 2 任期

平成13年3月22日～平成15年3月31日

### 3 人数

公募方式13名(中央区5名、南区3名、東区・博多区・城南区・早良区・西区1名ずつ)  
推薦方式12名(中央区6名、博多区4名、東区2名)

### 4 職務

#### (1) 屋台の観察調査

屋台を適宜巡回し、原則として月に1度、福岡市に報告書(別添:H13年度報告)を提出する。

#### (2) 研修会及び報告会への参加

福岡市が開催する福岡市屋台モニター研修会及び報告会に参加する。

#### (3) 講習会への参加

福岡市が開催する屋台業者を対象にした講習会に参加する。

### 5 福岡市屋台モニター報告の活用

(1) 屋台営業で地域的な問題や違反行為等があれば、実態を把握し必要な措置を講じる。

(2) 優良屋台の指定の際の参考とする。

## (2) 優良屋台指定事業

※検討・実施準備の際の要領案(実施には至っていない)

### 1 趣旨

福岡市屋台指導要綱を遵守し、適正かつ良好な屋台営業に努めている他の模範となるべく屋台を優良店に指定することにより、市民や観光客が誰でも気軽に安心して屋台を利用できるようにする

### 2 指定基準

料金の明示や営業時間、屋台の規格等屋台指導要綱を遵守していること。

### 3 指定期間及び更新

指定期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの1年間とする。(更新可)

### 4 審査

指定基準及びモニターの報告状況、営業実態の確認等により審査する。

審査は、関係機関等(市役所関係局長、警察、モニター、マスコミ、屋台営業者等)で構成する「福岡市優良屋台審査会」(仮称)で審査し、必要に応じて現地調査等を行ったうえで、優良屋台を指定。

### 5 指定の取消し

優良屋台指定基準に違反した場合、若しくは占用許可の停止、営業許可の停止を受けた場合、指定の取り消しを行うものとする。(指定の取り消しを受けると5年間は優良屋台の指定不可)

#### ○屋台モニター制度

- ・ 2カ年の屋台モニター制度が行われたものの、継続的には実施されなかった。

#### ○優良屋台指定事業

- ・ 優良屋台の指定について、行政が前面に出ることにより公平性の観点及び民業圧迫のおそれがあるとの考え方から、屋台組合や外郭団体など行政以外の主体が運営を行うよう調整したが、調整がつかなかった。

# Ⅲ 次回研究会について

# 次回研究会について

【日時】（予定）

平成23年12月22日（木）13:00～

【場所】

福岡市役所15階講堂